

一般社団法人宮城県薬剤師会 臨床・疫学研究倫理審査委員会規程 案

第1章 総則

(名称)

第1条 本委員会は、一般社団法人宮城県薬剤師会臨床・疫学研究倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という。）と称する。

(定義)

第2条 本規定及び手順書における各用語の定義は、特に定める場合を除き、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成「26年文部科学省・厚労省告示第3号」の定めるところによる。

(目的)

第3条 倫理審査委員会は、一般社団法人宮城県薬剤師会（本会）会長の要請に応じ、臨床薬学研究及び疫学研究において、世界医師会「ヘルシンキ宣言」の倫理的原則に則り、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づいて、倫理的、医学的、薬学的、社会的観点から審議することを目的とする。

第2章 組織

(組織)

第4条 倫理審査委員会は、委員5名以上をもって組織し、本会会長が指名する。なお、委員の中から委員長及び副委員長を委員の互選により選出する。

(構成)

第5条 倫理審査委員会の委員については、薬学・医学・医療の専門家等、自然科学の有識者、倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者、一般の立場を代表する者、宮城県薬剤師会役員で構成する。なお、構成は本会に所属しないものが複数名含まれ、かつ男女両性で構成されなければならない。

(任期)

第6条 倫理審査委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し平成30年の委員は例外として理事の選任期間の平成31年6月までとする。委員は欠員が生じた時はこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 倫理審査委員会事務局を本会に設置する。

第3章 会議

(委員会の開催)

第8条 倫理審査委員会は、原則として年3回開催する。

(意見聴取)

第9条 倫理審査委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営等)

第10条 倫理審査委員会の運営は「人を対象とする医学・薬学系研究の実施に関する手順書」および「一般社団法人宮城県薬剤師会研究倫理審査手順書」に従って行う。

(答申)

第11条 倫理審査委員会において議決した事項は、委員長から文章により速やかに本会会長に報告するものとする。

(雑則)

第12条 この規定に定める他、実施にあたって必要な事項は本会会長が定める。

附則

この規定は平成30年6月1日から施行する。